

事業

那須塩原市住宅除染事業の数量等誤りに係る国への返還事務等について

概要：平成 24・25・26 年度に実施した住宅除染において、業者による数量誤り及び過大請求となっていた件について、国への返還金等を計上した追加補正予算を議会に上程することとした。また、併せて、業者及び市職員の処分を行った。

■返還金等について

- 業者から市への返還金（138,498,600 円）、業者から市への賠償金（1,481,000 円）
- 市から国への返還金・・・環境省（59,440,600 円）
総務省（79,058,000 円）

※補正予算可決後、業者に請求し入金後、国へ返還する。

- ・[環境省]への納付期限：平成 29 年 8 月 13 日
- ・[総務省]への納付期限：平成 30 年 3 月頃の見込み

■業者の指名停止措置について

那須塩原市建設工事等指名停止基準に則り、6 月 20 日、市建設工事等指名業者審査会において指名停止等の措置に関し審査を行い、次のとおりとした。

指名停止措置対象業者	東洋建設株式会社（東京都江東区青海二丁目 4 番 24 号）
指名停止措置該当理由	市が発注した業務委託の履行に当たり、精度に欠けた書類等の提出及び過大請求が行われていたことが明らかになったが、これは那須塩原市建設工事等指名停止基準「過失により工事を粗雑にした」に該当する。
措置要件 (指名停止基準)	(過失による粗雑工事) 市と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く）。
指名停止措置期間	平成 29 年 6 月 21 日から平成 29 年 9 月 20 日まで（3 カ月）
指名停止措置の範囲	那須塩原市が発注する工事等

■職員の処分について

6 月 21 日付で、平成 24・25・26 年度において本件に携わった職員の処分を行った。

職名	処分の内容	発令日
副主幹《当時》	文書による嚴重注意	平成 29 年 6 月 21 日
主査（係長級）《当時》	文書による嚴重注意	平成 29 年 6 月 21 日